

公 告 第 4 号
令和 6 年 11 月 1 日

パーソルキャリア健康保険組合
理事長 松丸 友生



令和 6 年 9 月 30 日現在の組合平均標準報酬月額

令和 6 年 9 月 30 日現在の当組合の平均標準報酬月額を算定したので公告します。

記

平均標準報酬月額	400,421 円
標準報酬月額	410,000 円
標準報酬日額	13,670 円/日

平均標準報酬月額とは、令和 6 年 9 月 30 日現在における当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額平均であり、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に加入する任意継続被保険者の標準報酬を決定する算定基礎となります。